

第2号様式(第10条関係)

令和 2 年 4 月 28 日

沖縄県議会議員 殿

沖縄県議会議員 新垣清涼 (印)

令和 元 年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和 元 年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和元年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 清涼

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	73,800	新聞購読料 73,800円
事 務 所 費	1,009,575	使用料及び賃借料 924,000円 管理運営費 85,575円
事 務 費	123,144	通信連絡費 118,027円 消耗品費 5,117円
人 件 費	840,000	給与 840,000円
合 計	2,046,519	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

領 収 証

新垣清涼 様 No. _____

★36,900 (3,075円×12ヶ月)
但し新聞代金として(2019年4月～2020年3月)
令和 2年 3月 31日 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

収入印紙
ココロ ウケ+1097

沖縄タイムス
新城販売店
店主 比嘉盛政

充当
・割合 10/10

・充当額 3,075 円×12=36,900 円 (2019年4月～2020年3月分)

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為

2019年4月分 領収証 000025
 喜友名2丁目4-20 003-008-1-13-004100

新垣清涼 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収いたしました。
 年 月 日
 ポイントお付けします
 ポイント数：30
 T会員 *3203
 読者ID 132484

口座振替でTポイントが500Pもらえます

販売店 普天間二・喜友名 担当者印
 TEL 098-892-5935
 住所 普天間2丁目1-25
 店主 上間友泰

印刷日 2019/04/08

4月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

2019年5月分 領収証 000025
 喜友名2丁目4-20 003-008-1-13-004100

新垣清涼 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収いたしました。
 年 月 日
 ポイントお付けします
 ポイント数：30
 T会員 *3203
 読者ID 132484

口座振替でTポイントが500Pもらえます

販売店 普天間二・喜友名 担当者印
 TEL 098-892-5935
 住所 普天間2丁目1-25
 店主 上間友泰

印刷日 2019/05/14

5月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為

2019年6月分 領収証 000025
 喜友名2丁目4-20 003-008-1-13-004100

新垣清涼 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075
消費税額込 上記金額を領収しました。 年 7 月 5 日 ポイントお付けします ポイント数: 30 T会員 *3203 読者ID 132484			口座振替でTポイントが500Pもらえます 担当者印 印刷日 2019/06/14
販売店	普天間二・喜友名		
TEL	098-892-5935		
住所	普天間2丁目1-25		
店主	上間友泰		

6月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

2019年7月分 領収証 000025
 喜友名2丁目4-20 003-008-1-13-004100

新垣清涼 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075
消費税額込 上記金額を領収しました。 年 7 月 5 日 ポイントお付けします ポイント数: 30 T会員 *3203 読者ID 132484			口座振替でTポイントが500Pもらえます 担当者印 印刷日 2019/07/11
販売店	普天間二・喜友名		
TEL	098-892-5935		
住所	普天間2丁目1-25		
店主	上間友泰		

7月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為

2019年8月分 領収証 000025
 喜友名2丁目4-20 003-008-1-13-004100

新垣清涼 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075

消費税込

上記金額を領収しました。
 2019年8月16日
 ポイントお付けします
 ポイント数: 30
 T会員 * 3203
 読者ID 132484

ウォールストリートジャーナル提携しました

販売店 普天間二・喜友名
 TEL 098-892-5935
 住所 普天間2丁目1-25
 店主 上間友泰

担当印

印刷日 2019/08/16

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

8月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

2019年9月分 領収証 000025
 喜友名2丁目4-20 003-008-1-13-004100

新垣清涼 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075

消費税込

上記金額を領収しました。
 2019年9月5日
 エラーです
 T会員 * 3203
 読者ID 132484

ウォールストリートジャーナル提携しました

販売店 普天間二・喜友名
 TEL 098-892-5935
 住所 普天間2丁目1-25
 店主 上間友泰

担当印

印刷日 2019/09/12

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

9月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為

2019年10月分 領収証 000024
 喜友名2丁目4-20 003-008-1-13-004100

新垣清涼 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額法

上記金額を領収しました。
 年 月 日
 エラーです

T会員 *3203
 読者ID
 132484

※軽減税率対象

販売店 普天間二・喜友名
 TEL 098-892-5935
 住所 普天間2丁目1-25
 店主 上間友泰

印刷日 2019/10/16

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

10月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

2019年11月分 領収証 000024
 喜友名2丁目4-20 003-008-1-13-004100

新垣清涼 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額法

上記金額を領収しました。
 年 月 日
 エラーです

T会員 *3203
 読者ID
 132484

※軽減税率対象

販売店 普天間二・喜友名
 TEL 098-892-5935
 住所 普天間2丁目1-25
 店主 上間友泰

印刷日 2019/11/13

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

11月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為


2019年12月分
喜友名2丁目4-20

領収証

000024
003-008-1-13-004100

新垣清涼

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
<p>琉球新報</p> <p>※軽減税率対象</p> <p>販売店 普天間二・喜友名 TEL 098-892-5935 住所 普天間2丁目1-25 店主 上間友泰</p>			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2019年12月9日 エラーです
<p>T会員 *3203 読者ID 132484</p> <p>印刷日 2019/12/11</p> <p>担当印</p>			
<p>自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。</p>			

12月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円


2020年1月分
喜友名2丁目4-20

領収証

000024
003-008-1-13-004100

新垣清涼

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
<p>琉球新報</p> <p>※軽減税率対象</p> <p>販売店 普天間二・喜友名 TEL 098-892-5935 住所 普天間2丁目1-25 店主 上間友泰</p>			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2020年2月7日 エラーです
<p>T会員 *3203 読者ID 132484</p> <p>印刷日 2020/01/08</p> <p>担当印</p>			
<p>自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。</p>			

1月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為

新聞料金 領収証

新垣清涼殿

¥3,075 (消費税込み)

新聞料金 平成 2年 2月分

上記の金額領収いたしました

平成 2年 3月 5日

琉球新報

宜野湾市普天間2-1-25

普天間(二)

喜友名 販売店 販売店

石平

TEL (098) 892-5935

◎ ご愛読ありがとうございます。

◎ 移転の際は当店または本社までお知らせくださるようお願いいたします。

琉球新報販売局 098 (865) 5014

2月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

2020年3月分
喜友名2丁目4-20

領収証

000024
003-008-1-13-004100

新垣清涼

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

琉球新報

消費税額込
上記金額を領収しました。
2年4月5日
エラーです
T会員 *3203
読者ID
132484

※軽減税率対象

販売店 普天間二・喜友名
TEL 098-892-5935
住所 普天間2丁目1-25
店主 上間友泰

印刷日
2020/03/05

担当者印

自派・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

3月分 ・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 3,075円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

◎政務活動専用事務所へ配送してもらっている為

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(H31年, 4月分~R2年, 3月分 77,000×12ヶ月)	924,000	全額	924,000 ✓
5/17	電気料金(5月分)	4,169	全額	4,169 ✓
6/13	電気料金(6月分)	6,059	全額	6,059 ✓
7/10	電気料金(7月分)	7,387	全額	7,387 ✓
8/16	電気料金(8月分)	11,616	全額	11,616 ✓
9/19	電気料金(9月分)	6,024	全額	6,024 ✓
10/11	電気料金(10月分)	5,391	全額	5,391 ✓
11/15	電気料金(11月分)	4,976	全額	4,976 ✓
12/19	電気料金(12月分)	4,486	全額	4,486 ✓
1/17	電気料金(1月分)	5,078	全額	5,078 ✓
2/16	電気料金(2月分)	3,526	全額	3,526 ✓
3/9	電気料金(3月分)	2,963	全額	2,963 ✓
7/2	水道料金(6・7月分)	4,740	全額	4,740 ✓
9/3	水道料金(8・9月分)	4,740	全額	4,740 ✓
11/8	水道料金(10・11月分)	4,740	全額	4,740 ✓
1/6	水道料金(12・1月分)	4,840	全額	4,840 ✓
3/9	水道料金(2・3月分)	4,840	全額	4,840 ✓
事務所費 充当合計		/	/	1,009,575

事務所費（使用料及び賃借料） No.1

行	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21	31-4-10	振出	*77,100	住宅家賃		
22						
23						
24						

・ 政務活動専用事務所 家賃（77,100 円の内 100 円は手数料につき 77,000 円が家賃）

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 77,000 円 × 1 = 77,000 円（4 月分）

事務所費（使用料及び賃借料）No.2

行	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番
1	1-5-10	振出	*77,100	△住宅家賃		
2						
3						
4	1-6-10	振出	*77,100	△住宅家賃		
5						
6						
7						
8	1-7-10	振出	*77,100	△住宅家賃		
9						
10						
11						
12						
13						
14	1-8-13	振出	*77,100	△住宅家賃		
15						
16						
17	1-9-10	振出	*77,100	△住宅家賃		
18						
19						
20	1-10-10	振出	*77,430	△住宅家賃		
21						
22						
23						
24						

・ 政務活動専用事務所 家賃

(77,100 円の内 100 円は手数料につき 77,000 円が家賃 ※ 10 月分より手数料 430 円)

・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 77,000 円×6=462,000 円 (5 月、6 月、7 月、8 月 9 月、10 月分)

事務所費（使用料及び賃借料）No.3

行	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番
1	1-11-11	振出	*77,430	△住宅家賃		
2						
3						
4	1-12-10	振出	*77,430	△住宅家賃		
5						
6						
7						
8	2- 1-10	振出	*77,430	△住宅家賃		
9						
10						
11						
12	2- 2-10	振出	*77,430	△住宅家賃		
13						
14						
15	2- 3-10	振出	*77,430	△住宅家賃		
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

7

- ・ 政務活動専用事務所 家賃（77,430 円の内 430 円は手数料につき 77,000 円が家賃 ）
- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 77,000 円×5=385,000 円（11 月、12 月、1 月、2 月、3 月分）

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号 00190	9	950041	加入者名 沖縄電力株式会社						
R 1年 5月分	4月 4日	5月 3日	ご使用量 149 kWh						
金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					4	1	6	9	
振込	振込								
電気番号	ご契約種別 (裏面参照)		消費税等相当額(再掲) 円						
31048- 89-1-0	20		308						
ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様 ご使用場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様									
支払期日 (裏面参照)			R 1年 6月 3日						
金融機関取扱期限日			R 1年 6月 13日 日まで						
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日			R 1年 6月 23日 日まで						
料金	日 附 印		72000 '19.5.17 宜野湾いすのき通り ファミリーマート						
備考									

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

5月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 4,169 円

◎事務所電気料金 (政務活動専用事務所にて使用した為)

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号 00190	9	950041	加入者名 沖縄電力株式会社						
R 1年 6月分	5月 4日	6月 5日	ご使用量 211 kWh						
金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					6	0	5	9	
振込	振込								
電気番号	ご契約種別 (裏面参照)		消費税等相当額(再掲) 円						
31048- 89-1-0	20		448						
ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様 ご使用場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様									
支払期日 (裏面参照)			R 1年 7月 8日						
金融機関取扱期限日			R 1年 7月 18日 日まで						
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日			R 1年 7月 28日 日まで						
料金	日 附 印		72107 '19.6.13 北谷北前 ファミリーマート						
備考									

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

6月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 6,059 円

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 1年 7月分	6月 6日	7月 3日	ご使用量	269 kWh	
金額	7387				
振込先	新垣 清涼 様				
電気番号	31048-89-1-0	ご契約種別(契約容量)	20	消費税等相当額(再掲)	547
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102				
支払期日(裏面参照)	R 1年 8月 5日				
金融機関取扱期限日	R 1年 8月 14日				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	R 1年 8月 25日				
料金	19,716				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 1年 8月分	7月 4日	8月 4日	ご使用量	382 kWh	
金額	11616				
振込先	新垣 清涼 様				
電気番号	31048-89-1-0	ご契約種別(契約容量)	20	消費税等相当額(再掲)	860
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102				
支払期日(裏面参照)	R 1年 9月 4日				
金融機関取扱期限日	R 1年 9月 13日				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	R 1年 9月 24日				
料金	45,856				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

7月分

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 7,387 円

8月分

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 11,616 円


◎事務所電気料金 (政務活動専用事務所にて使用した為)

この受領証は、大切に保管してください。

この受領証は、大切に保管してください。

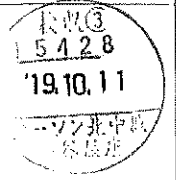
事務所費（管理運営費）No.3

振替払込請求書兼受領証（振込金(兼手数料)受領書）

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社																		
振込年月	R 1年 9月分	料定基本期間	8月 5日 ~ 9月 4日	ご使用量	208 kWh																		
金額	<table border="1"> <tr> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </table>					億	千	百	十	万	千	百	十	円					6	0	2	4	
億	千	百	十	万	千	百	十	円															
				6	0	2	4																
振込先	電気番号 31048- 89-1-0 ご契約種別(振込参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 446 支払人住所氏名 新垣 清涼 様 ご使用場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様																						
支払期日 (裏面参照)	R 1年 10月 7日																						
金融機関取扱期限日	R 1年 10月 17日 日付で																						
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	R 1年 10月 27日 日付で																						
料金	<table border="1"> <tr> <td>日</td> <td>附</td> <td>印</td> </tr> </table>					日	附	印															
日	附	印																					
備考	(ゆうちょ銀行)  (A) ご依頼人控																						

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証（振込金(兼手数料)受領書）

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社																		
振込年月	R 1年 10月分	料定基本期間	9月 5日 ~ 10月 3日	ご使用量	190 kWh																		
金額	<table border="1"> <tr> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>					億	千	百	十	万	千	百	十	円					5	3	9	1	
億	千	百	十	万	千	百	十	円															
				5	3	9	1																
振込先	電気番号 31048- 89-1-0 ご契約種別(振込参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 399 支払人住所氏名 新垣 清涼 様 ご使用場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様																						
支払期日 (裏面参照)	R 1年 11月 5日																						
金融機関取扱期限日	R 1年 11月 15日 日付で																						
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	R 1年 11月 25日 日付で																						
料金	<table border="1"> <tr> <td>日</td> <td>附</td> <td>印</td> </tr> </table>					日	附	印															
日	附	印																					
備考	(ゆうちょ銀行)  (A) ご依頼人控																						

この受領証は、大切に保管してください。

9月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 6,024 円

10月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 5,391 円

◎事務所電気料金（政務活動専用事務所にて使用した為）

事務所費（管理運営費）No.4

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

口座記号 番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 1年 11月分	10月 4日	11月 4日	ご使用量	176 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
	4 9 7 6				
振込先	銀行名				
電気番号	31048-89-1-0	ご契約種別 (裏面参照)	20	消費税等相当額(円税) 円	452
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様 ご使用場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様				
支払期日 (裏面参照)	R 1年 12月 5日				
金融機関取扱期限日	R 1年 12月 13日 まで				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	R 1年 12月 25日 まで				
料金	日 附 印				
備考	72000 9.11.15 宜野湾いすのき通り ファミリーマート				

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

口座記号 番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 1年 12月分	11月 6日	12月 4日	ご使用量	161 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
	4 4 8 6				
振込先	銀行名				
電気番号	31048-89-1-0	ご契約種別 (裏面参照)	20	消費税等相当額(円税) 円	407
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様 ご使用場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様				
支払期日 (裏面参照)	R 2年 1月 6日				
金融機関取扱期限日	R 2年 1月 16日 まで				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	R 2年 1月 26日 まで				
料金	日 附 印				
備考	5,428 19.12.19 松原 隆 カーソン北中城 安谷 辰彦				

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

11月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 4,976 円

12月分

- ・ 充当割合 10/10
- ・ 充当額 4,486 円

◎事務所電気料金（政務活動専用事務所にて使用した為）

事務所費（管理運営費）No.5

振替払込請求書兼受領証（振込金(兼手数料)受領書）

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 2年 1月分	12月 5日	1月 8日	ご使用量	181 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
	5 0 7 8				
振込先	銀行				
電気番号	31048-	89-1-0	ご契約種別 (償還期間)	20	消費税等相当額(再掲) 円
	461				
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様 ご使用場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 新垣 清涼 様				
支払期日 (裏面参照)	R 2年 2月 10日				
金融機関取扱期限日	R 2年 2月 20日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 2年 3月 1日				
料金	日 附 印				
備考	日 附 印				

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

1月分

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 5,078 円

振替払込請求書兼受領証（振込金(兼手数料)受領書）

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 2年 2月分	1月 9日	2月 5日	ご使用量	131 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
	3 5 2 6				
振込先	銀行				
電気番号	31048-	89-1-0	ご契約種別 (償還期間)	20	消費税等相当額(再掲) 円
	320				
ご依頼人住所氏名	新垣 清涼 様 ご使用場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 新垣 清涼 様				
支払期日 (裏面参照)	R 2年 3月 9日				
金融機関取扱期限日	R 2年 3月 19日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 2年 3月 29日				
料金	日 附 印				
備考	日 附 印				

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

2月分

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 3,526 円


◎事務所電気料金（政務活動専用事務所にて使用した為）

この受領証は、大切に保管してください。

この受領証は、大切に保管してください。

事務所費（管理運営費） No.6

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

口座記号 00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社						
R 2年 3月分	2月 6日	3月 4日	二徳用印 111						
金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						2	9	6	3
振替先	電気番号 31048- 89-1-0	ご契約種別 (振替印)	20	消費税等相当額(円税) 円	269				
ご依頼人住所氏名 新垣 清涼 様 ご依頼場所 宜野湾市喜友名1丁目5-6 エンゼルハイツ 102 ご依頼 新垣 清涼 様									
支払期日 (裏面参照)	R 2年 4月 6日								
金融機関取扱期限日	R 2年 4月 16日								
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 2年 4月 26日								
料金	日 附 印								
備考									

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控


3月分

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 2,963円

◎事務所電気料金（政務活動専用事務所にて使用した為）

事務所費（管理運営費）No.7


**宜野湾市 上・下水道料金納
額告知書兼領収証(お客様控)**
 令和 1年 6月 25日 発行

水道番号
 019-205-05
 令和 1年 6月分

納付期限
 令和01年07月22日

喜友名一丁目5番6-102号
 エンゼルハイツ
 新垣 清涼 様

用途	営業用
上水道使用水量	3 m ³
下水道使用水量	3 m ³
上水道料金	3,660 円
下水道料金	1,080 円
合計金額	4,740 円

☆この領収証は後日の紛争をさけるため5ヶ年間保存してください。
 ☆料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
 ☆お支払場所は裏面をご覧ください。


検針期間 31-04-12 から 01-06-13 まで
 宜野湾市上下水道事業 管理者 島袋 清松

領収日付印
 5428
 19,702
 ソン北中城 空谷屋店
 上記の金額を領収しました。

宜野湾市上下水道局業務サービス課 ☎892-3352

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 4,740 円


**宜野湾市 上・下水道料金納
額告知書兼領収証(お客様控)**
 令和 1年 8月 26日 発行

水道番号
 019-205-05
 令和 1年 8月分

納付期限
 令和01年09月20日

喜友名一丁目5番6-102号
 エンゼルハイツ
 新垣 清涼 様

用途	営業用
上水道使用水量	2 m ³
下水道使用水量	2 m ³
上水道料金	3,660 円
下水道料金	1,080 円
合計金額	4,740 円

☆この領収証は後日の紛争をさけるため5ヶ年間保存してください。
 ☆料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
 ☆お支払場所は裏面をご覧ください。


検針期間 01-06-13 から 01-08-15 まで
 宜野湾市上下水道事業 管理者 島袋 清松

領収日付印
 07276
 19,903
 中城登又
 上記の金額を領収しました。

宜野湾市上下水道局業務サービス課 ☎892-3352

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 4,740 円


**宜野湾市 上・下水道料金納
額告知書兼領収証(お客様控)**
 令和 1年 10月 25日 発行

水道番号
 019-205-05
 令和 1年 10月分

納付期限
 令和01年11月20日

喜友名一丁目5番6-102号
 エンゼルハイツ
 新垣 清涼 様

用途	営業用
上水道使用水量	0 m ³
下水道使用水量	0 m ³
上水道料金	3,660 円
下水道使用料	1,080 円
合計金額	4,740 円

※料金等には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。
 ☆この領収証は後日の紛争をさけるため5ヶ年間保存してください。
 ☆料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
 ☆お支払場所は裏面をご覧ください。

検針期間 01-08-15 から 01-10-14 まで
 宜野湾市上下水道事業 管理者 島袋 清松


領収日付印
 191108
 19,110.88
 上記の金額を領収しました。

宜野湾市上下水道局業務サービス課 ☎892-3352

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 4,740 円

◎事務所水道料金（政務活動専用事務所にて使用した為）


宜野湾市 上下水道料金納額告知書兼領収証(お客様控)
 令和 1年12月25日 発行

水道番号
 019-205-05
 令和 1年12月分


納付期限
 令和02年01月20日

喜友名一丁目5番6-102号
 エンゼルハイツ
 新垣 清涼 様

用途	営業用
上水道使用水量	1 m ³
下水道使用水量	1 m ³
上水道料金	3,740 円
下水道使用料	1,100 円
合計金額	4,840 円

※料金等には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。
 ☆この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。
 ☆料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
 ☆お支払場所は裏面をご覧ください。


検針期間
 01-10-14 から
 01-12-16 まで
 宜野湾市上下水道事業
 管理者
 島袋 清松


 領収日付印
 201.06
 上記の金額を領収しました。

宜野湾市上下水道局業務サービス課 ☎892-3352

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 4,840 円


宜野湾市 上下水道料金納額告知書兼領収証(お客様控)
 令和 2年 2月25日 発行

水道番号
 019-205-05
 令和 2年 2月分

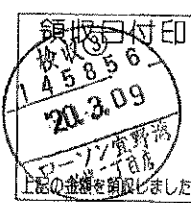
納付期限
 令和02年03月23日

喜友名一丁目5番6-102号
 エンゼルハイツ
 新垣 清涼 様

用途	営業用
上水道使用水量	2 m ³
下水道使用水量	2 m ³
上水道料金	3,740 円
下水道使用料	1,100 円
合計金額	4,840 円

※料金等には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。
 ☆この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。
 ☆料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
 ☆お支払場所は裏面をご覧ください。

検針期間
 01-12-16 から
 02-02-15 まで
 宜野湾市上下水道事業
 管理者
 島袋 清松


 領収日付印
 202.09
 上記の金額を領収しました。

宜野湾市上下水道局業務サービス課 ☎892-3352

・ 充当割合 10/10

・ 充当額 4,840 円

◎事務所水道料金（政務活動専用事務所にて使用した為）

事務所概要申告票

議員名 新垣 清涼

1. 物件の所在

住所	宜野湾市喜友名1-5-6 エンゼルハイツ102号室	
電話番号	098-892-5354	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [XXXXXXXXXX] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

新垣 清涼



貸借人 氏名



住所



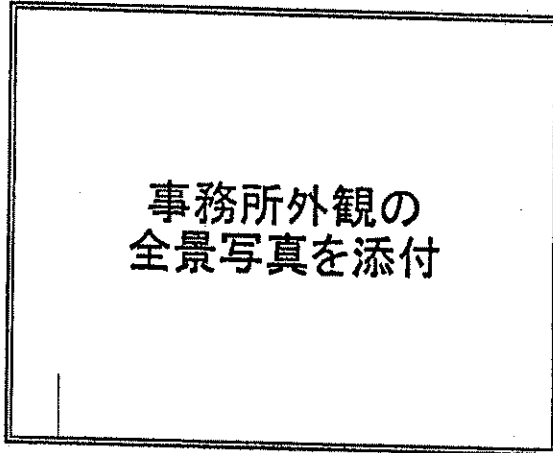
事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 清涼

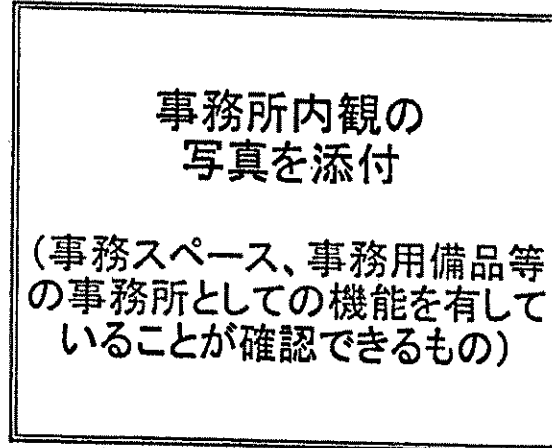
1. 事務所の状況

住所	宜野湾市喜友名1-5-6エンゼルハイツ102号室
----	--------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動専用事務所の為 全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	77,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	77,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

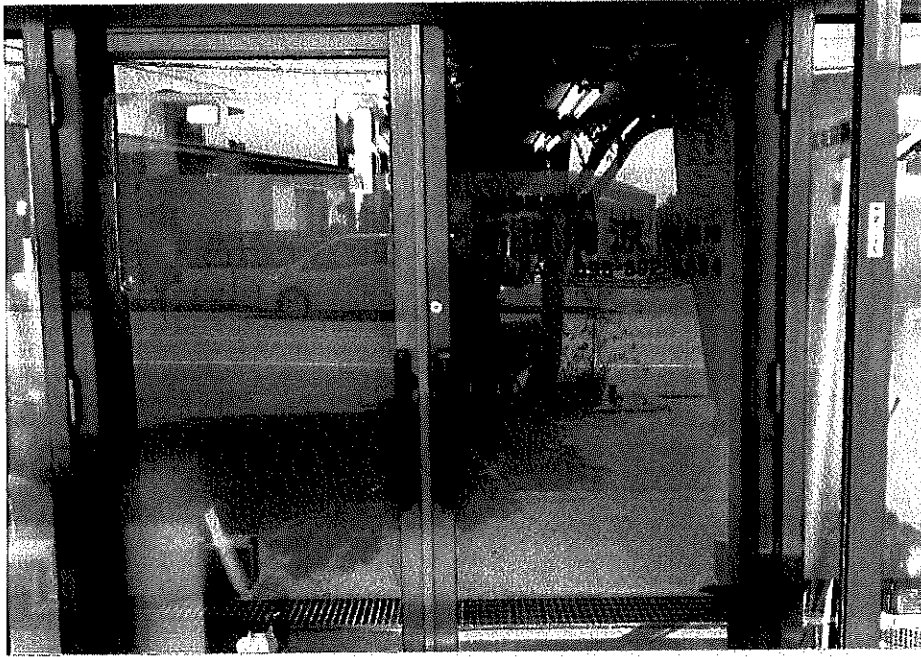
沖縄県議会議員

新垣 清涼

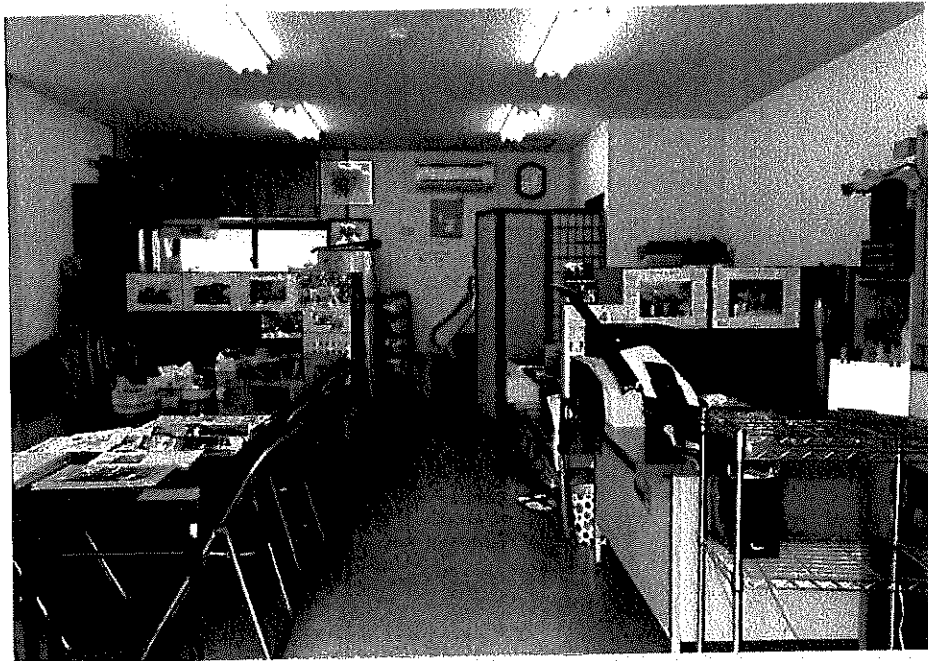


沖縄県議会議員 新垣清涼事務所

外観



内観



賃貸借契約書

[定期]・普通・期限付・駐車場]

物件名 エンゼルハイツ (102号室)

賃借人 新垣 清涼 様



有限会社 TOM住宅

事務所費

事業用定期建物賃貸借契約書

① 物件の表示	名称	エンゼルハイツ		
	所在地	沖縄県宜野湾市豊友名1丁目5番6号		
	構造	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根4階建	住戸番号	102号室
	間取り	13.23坪		
② 賃料等	家賃	月額 75,000円	ホットライン24	月額300円+消費税 ※再契約手続きの翌日より発生
	共益費	月額 2,000円	衛生費	無し
	敷金	75,000円	礼金	75,000円
	駐車料	1台無料 ※指定スペースに納車できる車庫に限る (但し、車庫証明の発行については、本契約書第25条に基づく)		
③ 事業内容	遊学事務所 ※用途地域に適合した事業形態とする。			
④ 契約期間	2019年 9月17日 から 2021年 9月16日 まで			
⑤ 甲からの契約満了通知をすべき期間	2020年 9月17日 から 2021年 3月16日 まで ※ 再契約がなく本契約が終了となる通知期間			
⑥ 鍵 (本数)	1本			
⑦ 駐車指定場所	敷地内のスペース 登録番号 (未定)			
⑧ 再契約申込み期限	期間満了の1ヶ月前まで			
⑨ 再契約事務手数料	10,000円+消費税			
⑩ 保険更新料	自己加入 (証書のコピーを一部提出)			

貸與人 (以下「甲」という)、及び賃借人 新垣 清涼 (以下「乙」という)は、頭書①に記載する賃貸借物の目的物件 (以下本物件という) について以下の条項に基づいて借地借家法(以下法という)第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。

第1条 (使用目的) 乙は、本物件について頭書⑩の営業に供する事のみを目的として使用し、他の目的に使用することはできない。

第2条 (契約期間) 本契約期間は、頭書④に記載するとおりとする。

2. 本契約は前項に規定する期間の満了により終了する。但し、甲の同意があれば、本契約の期間満了の日の翌日より開始日とする新たな賃貸借契約 (以下「再契約」という) をする事ができる。但し、再契約を行う際、乙は再契約事務手数料として頭書⑩の金額を管理業者へ支払うものとする。

第7条 (敷金) 乙は本契約から生じる債務の担保として、頭書⑥に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。尚、催告での返還を希望する場合の催告手数料は、乙の負担とする。但し、乙の都合や着信不達等で、乙の退去後1年以内に解約清算金を受取りに来なかった場合、その権利を放棄したものとみなす。

4. 前項の規定により乙の既払額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第8条 (乙の通知義務) 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を、甲に通知しなければならない。

- (1) 長期 (1ヶ月以上) に休業するとき。
- (2) 乙が本契約締結時当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借物の価値と評価できるときは、第12条1項の定めに従うものとする。
- (3) 乙、又は連帯保証人の住所・氏名・職場、連絡先・その他の変更。
- (4) 乙及び連帯保証人の死亡又は解散。

第9条 (乙からの解約) 乙は、甲に対して少なくとも60日前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から60日分の賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して60日を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。

第10条 (契約違約損害金) 乙の都合により、本契約期間内において本契約を解約・解除する場合は、敷金の全額を期間違約損害金として、徴収するものとする。この場合において、本契約第7条3項・第11条の金額に不足が生じた時は、乙は直ちに不足額を差金にて納付しなければならない。(但し、再契約以後は適用しないものとする。)

第11条 (明け渡し及び明渡し時の修繕) 乙は、第9条の60日前の解約申し入れを行った上で、明渡しの日(明け渡しの日)の7日前までに甲と立会い日時等調整を行い、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2. 乙は、第12条に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
3. 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵 (複製した鍵があれば複製全副) を甲に返還しなければならない。
4. 乙は、明渡しについては、敷存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、第5条、第6条に定める料金の精算を終えた上で、甲と室内立会いを行い、鍵を引き渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは乙の費用で、甲が敷存物の処理等を行うことができるものとする。

3. 頭書④に規定されている契約期間満了においては、頭書⑥による乙からの契約を行うものとし、甲は契約時において前2項及び頭書④をもって乙へ告知したものとす。

万一、本契約期間が満了し、再契約がなされなかった場合は特約条項2項において履行されても乙は、一切の異議申し立てはしないものとし、期間経過後の賃料の支払いに関しては違約損害金とする。

5. 甲から再契約をしない旨の意思表示があった場合は、第1項に規定する期間の満了の1年前～6ヶ月前までの間 (以下「通知期間」という) に乙に対し、甲から期間満了により賃借借が終了する旨を書面によって通知するものとするが、甲より何等異議のない場合は2項をもって再契約をすることができ。

6. 甲が前項における通知期間の経過後、乙に対し期間の満了により賃借借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日より6ヶ月を経過した日をもって賃借借は終了する。

第3条 (賃料等及び支払方法) 乙は頭書②に記載に従い、毎月10日までに当月分を、甲の指定する金融機関において自動振替にて支払わなければならない。但し、甲が承諾した場合は、甲の指定する口座への振り込みを原則とする。この場合の支払いに関する自動振替手数料及び振込手数料等は乙の負担とする。窓口での家賃支払いに関しては受け付けておりませんので、万一窓口でのお支払いの場合は、事務手数料として1,000円を徴収させていただきます。

※領収証発行に関しては、事務手数料500円を徴収させていただきます。

2. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
3. 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
 - (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - (2) 土地又は建物の価格上昇又は低下その他の経理事務の變動により、賃料が不相当となった場合。
 - (3) 近隣同種の建物と比較して不相当となった場合。

第4条 (共益費) 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料等 (以下この条において「維持管理費」という) に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2. 前項の共益費は、頭書②に記載に従い、支払わなければならない。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
4. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

第5条 (賃料等の延滞) 乙が、本契約より生じる金銭債務の支払いを、当月17日まで遅滞した場合、甲は即日保証会社への代位弁済手続を行うものとする。この請求に対し、乙は甲に何等異議申し立てしないものとする。

第6条 (負担の帰属) 乙は、電気・ガス・水道等本物件に係る一切の使用料金を負担するものとする。

(6) 乙は、前項を確認し承諾したうえで誓約書(別紙)に署名・捺印するものとする。

第14条(契約の解除) 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなければ本契約を解除する事ができる。

- (1) 乙が賃料又は共益費等の支払いを2ヶ月以上怠った時。
- (2) 乙が賃料、共益費の支払いをたびたび遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められる時。
- (3) 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った時。

2. 甲は乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続する事が困難であると認められるに至った時は、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約を頭書⑨の記載以外に使用した時。
- (2) 第12条のいずれかの条項に違反した時。
- (3) 入居時に、乙又は、連帯保証人について記載した事実と重大な虚偽があったことが判明した時。
- (4) 警察当局の介入を生じさせざるべき行為をおこなったとき。
- (5) 銀行取引の停止。
- (6) 破産手続きの開始。
- (7) 民事再生手続きの開始。
- (8) 会社更生手続きの開始。
- (9) 特別清算手続きの開始。
- (10) その他乙が本契約の各条項に違反した時。

第15条(乙の管理義務) 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2. 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3. 乙は本物件を使用するにあたっては、湿気対策等、換気を充分に行い、カビの発生を予防するものとする。万一、換気不十分によりカビが発生した場合は、乙の責にて対応するものとする。
4. 乙は、管理規約・使用細則を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
5. 契約締結と同時に甲は、乙宛に入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しななければならない。万一紛失又は破損した時は、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
6. 乙は、鍵の追加設置、交換を甲の承諾なく行ってはならない。
7. 専用庭、ベランダ等の排水権において詰まりが発生しないよう常に留意しななければならない。万一、乙の善管注意義務違反により詰まりを発生させた場合は乙の責にて直ちに対応するものとし、本物件、近隣住民等に損害を発生させた場合、乙はその損害の賠償をしなければならぬ。

5. 本物件の明渡し時において乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗(へらぎ、乙の故意又は過失により必要となった修繕(例: タバコのヤニ、油汚れ、カビ、シミ等の汚損及びフロアーリングの傷等の損壊部分の補修費)に要する費用を負担し、本物件を原状に回復しなければならぬ。

6. 乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対して貸借借契約が解除された日、又は消滅した日の翌日から明渡し完了日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

7. 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求ならびに乙の付加した造作物等について、甲に買取りを請求することはできない。

第12条(禁止又は制限される行為) 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の全部又は一部及び専用駐車場についても賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2. 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の増築、改築、模様替え又は本物件の敷地内に工作物の設置を行ってはならない。

3. 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管する事。
- (2) 大型で重量のある物品等を搬入し又は搬出する事。
- (3) 排水管を堵塞させる恐れのある液体を流す事。
- (4) 大音量(テレビ、ステレオ、カラオケ、楽器演奏等その他それに類する大音量)を発生させる行為。
- (5) 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育する事。
- (6) 犬、猫その他小動物等の飼育。
- (7) 民泊等の経営行為(無断でのシェアハウスも含む)および近隣へ迷惑をかける行為(例: 敷地内やベランダでのBBQ、タバコのポイ捨て、等)。

4. 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得る事なく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- (2) 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

第13条(暴力団等の排除) 乙が次の各号の一に該当した時は、甲は何等の催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。

- (1) 乙が暴力団、道義な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員と判明した時。
- (2) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、提灯・代紋等を掲示した時。
- (3) 本物件に、暴力団構成員・同準構成員等を居住させあるいは、反復継続し出入りさせた時。
- (4) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行った時。
- (5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度言動によって、他の入居者、近隣住民に不安感や迷惑を与えた時。

第16条 (契約期間中の修繕) 乙は、甲の承諾を得ることなく、本項第(1)〜(2)号に掲げる修繕を自らの負担にて行うことができる。但しその費用を甲に請求はできない。

- (1) 乙が自ら設置した動産及び設備の修繕。
 - (2) その他軽微な修繕
2. 乙の故意又は過失(例) バス・トイレ、流し台等の排水のつまり・エアコンの洗浄及びメンテナンス等) により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
3. 本物件内に被害箇所が生じた時は、乙は甲に速やかに届け出て確認を得るものとその届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
4. 甲が修繕を行う場合は、甲は予めその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否できない。
5. 使用人及び来訪者等、乙の関係者の故意又は過失により、必要となった修繕に要する費用は、乙の負担とする。

第17条 (賃貸人の立入り) 甲は、本物件の防火、防犯構造の管理上に特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項に基づき甲の立入りを拒否する事はできない。
3. 甲は、火災、地震、台風、洪水、ガス漏れ等その他、物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められる時は、乙の承諾を得る事なく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入った時は、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

第18条 (天災および取用) 天災・地震・その他、甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の使用に供する事ができなくなった時、又は、将来都市計画により本物件が取用及び、使用を制限され賃借借契約を維持する事ができなくなった時は、本契約は当然終了する。そのことにより生じた損害についても、甲はその責を負わないものとする。

第19条 (駐車場) 乙は、駐車場内においての事故・盗難・違反車両の処理等が発生した時は、乙の自己責任に於いて処理するものとし、甲はそれらの損害に対し一切の責任を負わないものとする。

2. 駐車場内スペースへ車両以外の動産物類(移動不可能な廃棄車両及び車両の部品も含む)の放置を全面禁止とする。
3. 駐車場敷地内で車両の修理は全面禁止とする。また、車両から漏出したエンジンオイル等が敷地内を汚損した場合は乙の責にて原状回復を行うものとし、補修後は必ず甲(管理業者)へ完了確認を得るものとする。

第20条 (連帯保証人) 連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係わる一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

2. 連帯保証人は、再契約がなされた後も引き続き、連帯保証人としてその責を負うものとする。
3. 連帯保証人が破産、所任不明又は死亡した時、乙は直ちにその旨を甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。その他、甲において必要と認める時にも、乙は連帯保証人を変更又は追加をしなければならない。但しその際は、保証会社への審査・加入を条件とし、保証会社への保証委託料が発生するときは、乙の負担とする。

4. 前項の保証及び追加条件で、保証会社への加入ができない、又は、新たな連帯保証人がいない場合は、本契約の期間満了により、本契約は解除するものとし、本物件を明渡さなければならない。

5. 乙は、連帯保証人に対して、乙が甲へ届出をせずして所在不明のまま60日以上経過した場合には限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに關する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

第21条 (乙の長期不在) 乙が甲に対して、通知なく本物件を1ヶ月以上不在(無人)にした場合、甲は乙の連帯保証人に対し、契約解除の意思表示をすることができる。

2. 前項の場合、本物件内に遺留された乙所有の家財道具及び物品等がある場合、甲は、乙の連帯保証人に、乙の遺留物を引き取り取らせることができる。
3. 甲は本物件に残置された乙の家財道具を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとし、それと同時に連帯保証人による本契約を解除した上で、甲より乙及び連帯保証人へそれにかかる一切の費用を請求できるものとする。

その後1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙が一切の権利を放棄したものとみなし、甲において処分し、債務に充当しても乙は何ら異議申し立てをしないものとする。尚、これに要するすべての費用に於いても乙・連帯保証人の負担とする。

第22条 (管轄裁判所) 本契約の起因に關し、訴訟を提起する必要がある時は、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第23条 (協議) 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

第24条 (入居者総合保険・保証会社の加入条件) 乙は本契約期間中、火災・爆発・盗難・漏水等の事故に備え、入居者総合保険、又は同等の借家人賠償責任保険・個人賠償責任保険(保険金額が1,000万円以上)に加入するなど対応しなければならない。又、入居者総合保険は期間満了の1ヶ月前に更新するものとし、入居期間中は保険加入を条件とする。

2. 乙が前項の入居者総合保険に加入している場合において、保険(保証)金額の範囲を超えた損害を発生させた時は乙の責を負担とする。
3. 乙が、入居者総合保険等に未加入で、乙の責に帰する事由により、甲及び本物件、近隣入居者等に損害を発生させた場合は、乙はその損害の賠償をしなければならない。
4. 乙は契約期間中、家賃保証会社へ加入するものとし、万一、資料等に変更が生じた事により保証料の差額が生じた場合は乙の負担とする。

第25条 (車庫証明) 車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾確認の上、必ず車庫保証金として、1台につき金30,000円を甲(管理業者)へ預託し、甲(管理業者)で捺印された車庫保管場所承諾書の発行をうけるものとする。但し、保証金に利息は付さないものとする。

注：甲及び管理業者からの承諾なき車庫証明申請書に關しては一切無効とする。



氏名 新垣清涼

2. 前項の保証金は、契約解除後1ヶ月以内に保管場所台帳の抹消を証明し、書類を甲（管理業者）へ提出した後返還する。但し、その手続きが1ヶ月を越えた場合は、保証金は返還されないものとする。

3. 甲及び管理業者へ承諾を得ずに保管場所使用承諾証明書を発行した場合の重慶証明登録に關しては一切無効とする。また、本条第1項における違約金として1台につき金30,000円を請求するものとする。

第26条 (免責) 地震、火災、台風、水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた乙の損害について、甲はその責を負わないものとする。

特約条項 本契約は当事者協議の上、再契約をすることができる。

2. 乙が再契約を希望する場合には、甲に対して再契約の締結を申し込まなければならない。再契約の際は店頭へ来店して頂き、新たな契約書への本人及び、連帯保証人の署名・捺印が必要となります。万一、本契約に至らなかった時は解除となる為、契約満了後の翌日より違約損害金として、賃料の倍額を請求すると同時に本契約は本契約期間満了日をもって終了するものとする。

3. 乙は再契約を締結するには連帯保証人を付さなければならない。

4. 上記以外の条件等は再契約時に当事者協議の上、決定するものとする。

5. 本契約に於いて、賃借人(乙)からの変更等を希望する場合は、下記の書類及び費用が必要となります。

- ・ 名義 (名称) の変更 変更後の登記簿謄本の提出
- ・ 役員変更 新規契約締結手数料 (賃料1ヵ月分+消費税)
- 変更後の登記簿謄本の提出
- 役員変更書類及び捺印団等の排除に関する誓約書提出
- 変更手続き手数料 (20,000円+消費税)

6. 入居時の室内の保管状況は、入居前チェック表を参考資料の一つとし、明け渡し時における乙の原状回復義務負担範囲の参考とする。

7. 明け渡し時の清掃費用 (指定の清掃専門業者による清掃) 及び鍵組替え費用、配管洗浄費用、水道パッキン交換費用については通常の原状回復義務を超える義務になりますが、乙の負担とする特約がつきます。

但し、 都合により、上記 資料に要求を入居した場合には、 前記 を明渡す時に発生し、 尚、経済事情の変動により多々金額が不相当となった場合は改定となります。

清掃費用	35,000円 (業者による清掃基本価格)
鍵組替え費用	8,000円
配管洗浄費用	10,000円
水道パッキン交換費用	10,000円

※上記価格は消費税別の価格となります。

8. 本物件は管理会社において、営業時間外の緊急対応として『ホットライン24システム』(以下、この条において本システムという)を行っており、本システム料に充当するため、乙は再契約手続きの翌日より、ホットライン24システム料金を本物件の管理会社にお支払いいただくものとす

きます。

(2) 前項の本システム料金は、領書②の記載に従い支払う事とする。

(3) 1ヶ月に満たない期間のホットライン24システム料金は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(4) 本物件の管理会社は、システム運営費の増減によりホットライン24システム料金が不相当となったときは、ホットライン24システム料金を改定することができる。

9. 乙の居住中の使用により発生した建物価値の減少のうち乙の故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を修復する費用の負担は乙の責負担となります。

10. 本物件における建物敷地内、室内の造作 (設備機器含む) や補修・模様替えを行う際は甲にその概要を審閲にて承認を得るものとする。但し、その造作や補修・模様替えにかかる費用と退去時の原状回復に於いての費用は乙の負担とする。

11. 本物件を使用するにあたり、万一、近隣住民とのトラブルが発生した場合は乙にて処理し、甲及び管理業者は一切の責を負わないものとする。

12. 乙の業務に關連する行政への確認および申請行為 (例: 用途地域の確認を含む都市計画法、消防法、建築基準法、等) その他、営業に關連する法令上の確認及び申請許可については乙の自己責任の下で行ったものとし、当該事項における処分について甲及び管理業者はその責を負わないものとする。当該事項の確認及び報告により設備設置等が生じる場合、又は建物全体に設備増設等が必要となる場合の費用についても乙の責負担にて行うものとする。尚、年々変更となる法令の改正についても当該事項に含まれる為、乙は十分配慮しなければならぬ。

13. 乙は万一の火災・盗難・器物損壊・人的損害等に備え、賠償責任保険に加入することを条件とし、本物件の損害を補填しなければならない。

14. 退去時によるゴミ (動産物を含む) 処分に関して、乙は自身の責任において処分するものとする。万一、退去後に残置物となり、甲にてやむを得ず回収処分した場合、それにかかると費用はゴミ及び動産物類の大小に關わらず処分費用として一律100,000円を乙へ請求するものとする。また処分費用が100,000円を超える場合は、その超過した費用も追加で乙の責負担にて負担するものとする。

15. 乙本人及び関係者が事件・事故等により万一、室内で死亡した際、その室内の原状回復にかかわる一切の費用に關して乙及び連帯保証人は、加入中の保険及び保証会社をもって対応するものとし、その保証範囲を超過した分に關しては全て責負担にて対応するものとする。尚、室内の死亡について、故意・過失が認められる場合は、室内を原状回復後6カ月の賃料を連帯保証人とともに支払うものとする。

乙は本特約条項において同意したことを証する為、下記に記名・押印を付するものとする。

※ 乙及び、連帯保証人は各条項にある説明を十分に受け承認し、下記に署名・捺印したものである。再契約手続きにおいても一切の異議申し立てはしないものとする。

下記貸貸人(甲)と貸借人(乙)は、本物件について借地借家法第38条に定める賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名(直筆に限る)・押印の上、各自その1通を保有する。

2019年9月10日

甲 (貸貸人) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

乙 (賃借人) 住所 宜野湾市喜友名2-6-20
(直筆に限る) 氏名 新垣清涼 TEL [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]
(直筆に限る) 氏名 [Redacted] TEL [Redacted]
確認日時: 年 月 日 (時間:) 担当者
確認事項: 氏名 住所 生年月日 連帯保証人への同意確認
同席 (有・無)

連帯保証人 住所 [Redacted]
(直筆に限る) 氏名 [Redacted] 印 TEL [Redacted]
確認日時: 年 月 日 (時間:) 担当者
確認事項: 氏名 住所 生年月日 連帯保証人への同意確認
同席 (有・無)

媒介業者 免許証番号: 沖縄県知事免許(7)第2779号
住所: 沖縄県宜野湾市嘉菜原1丁目2番5号
商号又は名称: 有限会社 TOM住宅 取締役 曾天間 朝野
電話: 098(898)1008

宅地建物取引士 氏名 [Redacted] 登録番号 沖縄県知事 第2858号



事業用定期建物賃貸借契約書

① 物件の表示	名称 エンゼルハイツ、 所在地 沖縄県宜野湾市喜友名1丁目5番6号 構造 鉄骨造コンクリートプロトリング造4階建 住戸番号 102号室 間取り (13.23)坪
② 賃料等	家賃 月額 75,000円 敷金 75,000円 消費税 月額 2,000円 礼金 75,000円 駐車場料 1台無料 ※指定スペースに納車できる車庫に限る (但し、車庫証明の発行については、本契約書第25条に基づく)
③ 事業内容	選挙事務所 ※第一種住居地域
④ 契約期間	平成29年9月17日 から 平成31年9月16日まで
⑤ 甲からの契約満了通知をすべき期間	平成30年9月17日 から 平成31年3月16日まで ※ 再契約がなく本契約が終了となる通知期間
⑥ 錠 (本数)	1本
⑦ 駐車指定場所	敷地内のスペース 登録番号 ()
⑧ 再契約申込み期限	期間満了の1ヶ月前まで
⑨ 再契約事務手数料	10,000円+消費税
⑩ 保険更新料	自己加入 (証書のコピーを一部提出)

賃貸人 (以下「甲」という)、及び賃借人 新垣 清涼 (以下「乙」という) は、
頭書①に記載する賃貸借物の目的物件 (以下本物件という) について以下の条項に基づいて借地
借家法(以下法という)第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。

第1条 (使用目的) 乙は、本物件について頭書⑩の営業に供する事を目的として使用し、
他の目的に使用することはできない。

第2条 (契約期間) 本契約期間は、頭書④に記載するとおりとする。

2. 本契約は前項に規定する期間の満了により終了する。但し、甲の同意があれば、本契約の
期間満了の日の翌日を開始日とする新たな賃貸借契約 (以下「再契約」という) をする事
ができる。但し、再契約を行う際、乙は再契約事務手数料として頭書⑨の金額を管理業者
へ支払うものとする。

借 賃 所 費

事業用定期建物賃貸借契約書

物件名

エンゼルハイツ (102) 号室

新垣 清涼 様

第7条(敷金) 一、本契約から生じる債務の担保として、頭書⑥に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。尚、振込での返還を希望する場合は振込手数料は、乙の負担とする。但し、乙の都合や通信不通等で、乙の退去後1年以内に解約清算金を受取りに来なかった場合、その権利を放棄したものとみなす。

4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第8条(乙の通知義務) 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を、甲に通知しなければならない。

(1) 長期(1ヶ月以上)に休業するとき。

(2) 乙が本契約締結時当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第12条1項の定めに従うものとする。

(3) 乙、又は連帯保証人の住所・氏名・職場・連絡先・その他の変更。

(4) 乙及び連帯保証人の死亡又は解散。

第9条(乙からの解約) 乙は、甲に対して少なくとも60日前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から60日分の賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して60日を経過するまでの間、同時に本契約を終了することができる。

第10条(契約違約損害金) 乙の都合により、本契約期間内において本契約を解約・解除する場合は、敷金の全額を期間違約損害金として、徴収するものとする。この場合において、本契約第7条3項・第11条の金額に不足が生じた時は、乙は直ちに不足額を完済にて納付しなければならない。(但し、再契約以後は適用しないものとする。)

第11条(明け渡し及び明渡し時の修繕) 乙は、第9条の60日前の解約申し入れを行った上で、明渡しの日(明け渡しの日)の7日前までに甲と立会い日時等調整を行い、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならない。

2. 乙は、第12条に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3. 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部)を甲に返還しなければならない。

4. 乙は、明渡しについては、残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、第5条、第6条に係る料金の精算を終えた上で、甲と室内立会いを行い、鍵を引き渡すものとする。乙の

3. 頭書⑥に規定されている契約期間満了においては、頭書⑥による乙からの再契約を行うものとし、甲は契約時において前2項及び頭書④をもつて乙へ告知したものとす。

万一、本契約期間が満了し、再契約がなされなかった場合は特約条項2項において履行されても乙は、一切の異議申し立てはしないものとし、期間経過後の賃料の支払いに関しては違約損害金とする。

4. 甲から再契約をしない旨の意思表示があった場合は、第1項に規定する期間の満了の1ヶ月前～6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という)に乙に対し、甲から期間満了により賃借が終了する旨を書面によって通知するものとする。但し、甲より何れも異議のない場合は、頭書④の期間をもつて本契約は終了するが、2項をもつて再契約をすることができる。

第3条(賃料等及び支払方法) 乙は頭書⑥の記載に従い、毎月10日までに当月分を、甲の指定する金融機関において自動振替にて支払わなければならない。但し、甲が承諾した場合は、甲の指定する口座への振り込みを原則とする。この場合の支払いに関する自動振替手数料及び振込手数料等は乙の負担とする。窓口での家賃支払いに関しては受け付けておりませんので、万一窓口でのお支払いの場合は、事務手数料として、2,000円を徴収させていただきます。

※領収証発行に関しては、事務手数料500円を徴収させていただきます。

2. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

3. 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

(1) 土地又は建物に対する租税その他の経済事情の増減により、賃料が不相当となった場合。

(2) 土地又は建物の価格上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

(3) 近隣同種の建物に比較して不相当となった場合。

第4条(共益費) 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料等(以下この条において「維持管理費」という)に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2. 前項の共益費は、頭書⑥の記載に従い、支払わなければならない。

3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

第5条(賃料等の延滞) 乙が、本契約より生じる金銭債務の支払いを、当月17日まで滞り続けた場合、甲は即日保証会社への代位弁済手続きを行うものとする。この請求に対し、乙は甲に何等異議申し立てしないものとする。

第6条(負担の帰属) 乙は、電気・ガス・水道等本物件に係わる一切の使用料金を負担するものとする。

調
整
期
間

(5) 本物、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度言動によって、他の入居者、近隣住民に不安感や迷惑を与えた時。
(6) 乙は、上記各項を確認し承諾し了承したうえで誓約書(別紙)に署名・捺印するものとする。

第14条(契約の解除) 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されな
いときは本契約を解除する事ができる。

- (1) 乙が賃料又は共益費等の支払いを2ヶ月以上怠った時。
- (2) 乙が賃料、共益費の支払いをたびたび遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められる時。
- (3) 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った時。

2. 甲は乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続する事が困難であると認められるに至った時は、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約を頭書③の記載以外に使用した時。
- (2) 第12条のいずれかの条項に違反した時。
- (3) 入居時に、乙又は、連帯保証人について記載した事実と重大な虚偽があったことが判明した時。
- (4) 警察当局の介入を生じさせる行為をおこなったとき。
- (5) 銀行取引の停止。
- (6) 破産手続きの開始。
- (7) 民事再生手続きの開始。
- (8) 会社更生手続きの開始。
- (9) 特別清算手続きの開始。
- (10) その他乙が本契約の各条項に違反した時。

第15条(乙の管理義務) 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2. 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3. 乙は本物件を使用するにあたっては、湿気対策等、換気を充分に行い、カビの発生を予防するものとする。万一、換気不十分によりカビが発生した場合は、乙の責にて対応するものとする。
- 4. 乙は、管理規約・使用細則を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 5. 契約締結と同時に甲は、乙宛に入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損した時は、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに取置した鍵の交付を受けるとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 6. 乙は、鍵の追加設置、交換を甲の承諾なく行ってはならない。

都合で、遵守できないときは乙の費用で、甲が残存物の処理等を行うことができるものと
する。

5. 本物件の明渡し時において乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、乙の故意又は過失により必要となった修繕(例:タバコヤニ、油污れ、カビ、シミ等の汚損及びフローリングの傷等の損壊部分の補修費)に要する費用を負担し、本物件を原状に回復しなければならぬ。

6. 乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対して賃貸借契約が解除された日、又は消滅した日の翌日から明渡し完了日までの間の賃金の倍額の相当する損害金を支払わなければならない。

7. 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求ならびに乙の付加した造作物等について、甲に買取りを請求することはできない。

第12条(禁止又は制限される行為) 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の全部又は一部及び専用駐車場についても貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2. 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の増築、改築、改造、模様替え又は本物件の敷地内に工作物の設置を行ってはならない。

3. 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管する事。
- (2) 大型で重量のある物品等を搬入し又は搬出する事。
- (3) 排水管を悪用し汚水を流す事。
- (4) 大量音(テレビ、ステレオ、カラオケ、楽器演奏等)その他それに類する大量音)を発生させる行為。
- (5) 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育する事。
- (6) 犬、猫その他小動物等の飼育。

4. 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得る事なく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- (2) 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

第13条(暴力団等の排除) 乙が次の各号の一に該当した時は、甲は何等の催告を要せず本契約を解除することができる。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員と判明した時。
- (2) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板・提灯・代紋等を掲示した時。
- (3) 本物件に、暴力団構成員・同準構成員等を居住させあるいは、反復継続し出入りさせた時。
- (4) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行衝害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行った時。

さなげ、よらない。

5. 乙は、連帯保証人に対して、乙が甲へ届出をせずして所在不明のまま60日以上経過した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不届を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

第21条(乙の長期不在) 乙が甲に対して、通知なく本物件を1ヶ月以上不在(無人)にした場合、甲は乙の連帯保証人に対し、契約解除の意思表示をすることができる。

2. 前項の場合、本物件内に遺留された乙所有の家財道具及び物品等がある場合、甲は、乙の連帯保証人に、乙の遺留物を引き取りさせることができる。

3. 甲は本物件に残置された乙の家財道具を適宜な方法により任意の場所に保管することができ、甲は本物件に残置された乙の家財道具による本契約を解除した上で、甲より乙及び連帯保証人へそれぞれにかかる一切の費用を請求できるものとする。

その後1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙が一切の権利を放棄したものとみなし、甲において処分し、債務に充当しても乙は何ら異議申し立てをしないものとする。尚、これに要するすべての費用に於いても乙・連帯保証人の負担とする。

第22条(管轄裁判所) 本契約の起因に関し、訴訟を提起する必要がある時は、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第23条(協議) 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

第24条(入居者総合保険・保証会社の加入条件) 乙は本契約期間中、火災・爆発・盗難・漏水等の事故に備え、入居者総合保険、又は同等の借家人賠償責任保険・個人賠償責任保険(保険金額が1,000万円以上)に加入するものとし、入居期間中は保険加入を条件とする。保険は期間満了の1ヶ月前に更新するものとし、入居期間中は保険加入を条件とする。

2. 乙が前項の入居者総合保険に加入している場合において、保険(保証)金額の範囲を超えた損害が発生させた時は乙の責を負担とする。

3. 乙が、入居者総合保険等に未加入で、乙の責に帰する事由により、甲及び本物件、近隣入居等に損害が発生させた場合は、乙はその損害の賠償をしなければならぬ。

4. 乙は契約期間中、家賃保証会社へ加入するものとし、万一、賃料等に変更が生じた事により保証料の差額が生じた場合は乙の負担とする。

第25条(車庫証明) 車庫証明の発行を希望する場合は、乙は甲の承諾確認の上、必ず車庫保証金として、1台につき金30,000円を甲(管理業者)へ預託し、甲(管理業者)で捺印された車庫保管場所承諾書の発行をうけるものとする。但し、保証金に利息は付きしないものとする。注: 甲及び管理業者からの承諾なき車庫証明申請書に関しては一切無効とする。

第16条(契約期間中の修繕) 乙は、甲の承諾を得ることなく、本項第(1)号から(2)号に掲げる修繕を自らの負担に行うことができる。但しその費用を甲に請求はできない。

(1) 乙が自ら設置した動産及び設備の修繕。

(2) その他軽微な修繕

2. 乙の故意又は過失(例) バス、トイレ、流し台等の排水のつまり・エアコンの洗浄及びメンテナンス等)により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならぬ。

3. 本物件内に破損箇所が生じた時は、乙は甲に速やかに届け出て確認を得るものとしその届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償しなければならぬ。

4. 甲が修繕を行う場合は、甲は予めその旨を乙に通知しなければならぬ。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否できない。

5. 使用人及び来訪者等、乙の関係者の故意又は過失により、必要となった修繕に要する費用は、乙の負担とする。

第17条(貸借人の立入り) 甲は、本物件の防火、防犯構造の管理上に特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項に基づく甲の立入りを拒否する事はできない。

3. 甲は、火災、地震、台風、濁水、ガス漏れ等その他、物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められる時は、乙の承諾を得る事なく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立入った者は、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならぬ。

第18条(天災および収用) 天災、地震、その他、甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の使用に供する事ができなくなった時、又は、将来都市計画により本物件が収用及び、使用を制限され賃貸借契約を維持する事ができなくなった時は、本契約は当然終了する。そのことにより生じた損害についても、甲はその責を負わないものとする。

第19条(駐車場) 乙は、駐車場内においての事故・盗難・違反車両の処置等に関し、乙の自己責任のもと乙にて処理するものとし、甲はそれらの損害に対し、一切の責任を負わないものとする。

第20条(連帯保証人) 連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係る一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

2. 連帯保証人は、再契約がなされた後も引き続き、連帯保証人としてその責を負うものとする。

3. 連帯保証人が破産、所在不明又は死亡した時、乙は直ちにその旨を甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならぬ。その他、甲において必要と認める時にも、乙は連帯保証人を変更又は追加をしなければならぬ。但しその際は、保証会社への審査・加入を条件とし、保証会社への保証委託料が発生するときは、乙の負担とする。

4. 前項の保証人変更及び追加条件で、保証会社への加入ができず、又は、新たな連帯保証人がいない場合は、本契約の期間満了により、本契約は解除するものとし、本物件を明渡

9. 本物件、る建物敷地内、室内の造作（設備機器含む）や補修・模様替えを行う際は甲にその概要を書面にて承諾を得るものとする。但し、その造作や補修・模様替えにかかるとする費用と退去時の原状回復に於ける費用は乙の負担とする。

10. 本物件を使用するにあたり、万一、近隣住民とのトラブルが発生した場合は乙にて処理し、甲及び管理業者は一切の責を負わないものとする。

11. 乙の業務上、抵触に準ずる制限行為（例：用途地域含む都市計画法）その他、営業に關する関係法令の確認及び申請許可については乙の自己責任の下で行ったものとし、当該事項における処分について甲及び管理業者はその責を負わないものとする。又、当該事項の確認により生じる費用についても乙の責を負うものとする。

12. 乙は万一の火災・盗難、器物損壊・人的損害等に備え、賠償責任保険に加入することを条件とし、本物件の損害を補填しなければならない。

13. 退去時によるゴミ（動産物を含む）処分に関して、乙は自身の責任において処分するものとする。万一、退去後に残置物となり、甲にてやむを得ず回収処分した場合、それにかかるとする費用はゴミ及び動産物類の大小に関わらず処分費用として一律100,000円を乙へ請求するものとする。また処分費用が100,000円を超える場合は、その超過した費用も追加で乙の責に於て負担するものとする。

14. 乙本人及び関係者が事件・事故等により万一、室内で死亡した際、その室内の原状回復にかかわる一切の費用に關して乙及び連帯保証人は、加入中の保険及び保証会社をもつて対応するものとし、その保証範囲を超過した分に關しては全て実費負担にて対応するものとする。

尚、室内の死亡について、故意・過失が認められる場合は、室内を原状回復後6カ月間の賃料を連帯保証人とともに支払うものとする。

15. 平成27年9月17日、前契約者、新垣 かつよから新垣 清彦へ各義変更をするものとし、前連帯保証人、新垣 清彦から新垣 尚一へ連帯保証人を変更するものとする。但し、本物件の原状回復義務も引き継ぐものとし、原状回復義務における乙の債務の起算日は、平成24年1月18日からとする。前契約者、新垣 かつよが契約時に支払った敷金75,000円、礼金75,000円も引き継ぐものとする。

※ 乙及び、連帯保証人は各条項にある説明を十分に受け承継し、下記に署名・捺印したものとすので履行されても一切の異議申し立てはしないものとする。

2. 前項の保証金は、契約解除後1ヶ月以内に保管場所台帳の抹消を証明する書類を甲（管理業者）へ提出した後に返還する。但し、その手続きが1ヶ月を越えた場合は、保証金は返還されなないものとする。

第26条（免責）地震、火災、台風、水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた乙の損害について、甲はその責を負わないものとする。

特約条項 本契約は当事者協議の上、再契約をすることができる。

2. 乙が再契約を希望する場合には、甲に対して再契約の締結を申し込まなければならぬ。再契約の際は店頭へ来店して頂き、新たな契約書への本人及び、連帯保証人の署名・捺印が必要となります。万一、本契約に至らなかった時は解除となる為、契約満了後の翌日より違約損害金として、賃料の倍額を請求すると同時に本契約は本契約期間満了日をもって終了するものとする。

3. 乙は再契約を締結するには連帯保証人を付さなければならぬ。

4. 上記以外の条件等は再契約時に当事者協議の上、決定するものとする。

5. 本契約に於いて、賃借人（乙）からの変更等を希望する場合は、下記の書類及び費用が必要となります。

- ・ 名義（名称）の変更 変更後の登記簿謄本の提出
- ・ 役員変更 新規契約事務手数料（賃料1ヵ月分＋消費税）
変更後の登記簿謄本の提出
役員変更書類及び暴力団等の排除に関する誓約書提出
変更手続き事務手数料（20,000円＋消費税）

6. 入居時の室内の保管状況は、入居前チェック表を参考資料の一つとし、明け渡し時における乙の原状回復義務負担範囲の参考とする。

7. 明渡し時の清掃（指定の清掃専門業者による清掃）及び鍵組換え費用、配管洗浄費用、水道パッキン交換費用については通常の原状回復義務を超える義務になりますが、乙の負担とする特約がつきます。

但し、乙の都合により、下記内容の施工をせずに現状で入居した場合においても乙は、下記の費用を明渡し時に負担する事を承諾した。

清掃費用	35,000円（業者による清掃基本価格）
鍵組換え費用	8,000円
配管洗浄費用	10,000円
水道パッキン交換費用	10,000円

※上記価格は消費税別の価格となります。

8. 乙の居住中の使用により発生した建物価値の減少のうち乙の故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を償却する費用の負担は乙の実費負担となります。

下記貸貸人(甲)と貸借人(乙)は、本物件について借地借家法第38条に定める賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名(直筆に限る)・押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月16日

甲 (貸貸人) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

乙 (賃借人) 住所 宜野湾市喜友名2-4-20
(直筆に限る) 氏名 新垣清洋 TEL [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]
(直筆に限る) 氏名 [Redacted] TEL [Redacted]

確認日時: 平成 年 月 日 (時間:) 担当者
確認事項: 氏名 住所 生年月日 連帯保証人への同意確認
同席 (有・無)

連帯保証人 住所 [Redacted]
(直筆に限る) 氏名 [Redacted] 印 TEL [Redacted]

確認日時: 平成 年 月 日 (時間:) 担当者
確認事項: 氏名 住所 生年月日 連帯保証人への同意確認
同席 (有・無)

媒介業者 免許証番号: 沖縄県知事免許(6)第2779号
住所: 沖縄県宜野湾市基原1丁目2番5号
商号又は名称: 有限会社 TOM住宅 取締役 菅野 朝臣
電話: 098(898)1098
宅地建物取引士 [Redacted] 登録番号: 沖縄県知事 第2858号